

2023年4月14日

新型コロナウイルス感染症 特別取り扱いの終了について

新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、罹患された方々に、心からお見舞い申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症について、特段の事情が生じない限り、感染症法上の位置づけを2023年5月8日以降、季節性インフルエンザ・麻疹・風疹と同じ「5類感染症」へと変更することが政府方針として公表されています。

この感染症法上の位置づけの変更にともない、こくみん共済 coop では、新型コロナウイルス感染症に関する特別取り扱いを終了することとしました。

当組合において実施する総合（慶弔）共済についても、事業細則を改正し、「不慮の事故等」に含める取り扱いを終了することとしましたので、お知らせします。

ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 「不慮の事故等」に含めてお支払い対象とする取り扱いの終了

新型コロナウイルス感染症を直接の原因として死亡された場合に、「不慮の事故等」に含めて死亡弔慰金のお支払い対象とする取り扱いを終了します。

2023年5月8日以降に新型コロナウイルス感染症と診断され、死亡された場合には病気として死亡弔慰金のお支払い対象となります。

※ 今後特段の事情が生じ、政府が方針を見直したことにより、本お知らせの内容に変更が生じる場合には、あらためてお知らせいたします。

以上